

## 顧問契約書〈個人顧問〉

各当事者は、次の各条に定める内容の法律顧問契約を締結する。

甲

氏名

住所

電話番号

メールアドレス

乙

事務所名

氏名

(目的)

第1条 本顧問契約は、乙が甲の求めに応じて本契約書規定の法的サービスを継続的に提供することにより、甲の法的リスクの予防及び回避を図り、もって甲の発展に寄与することを目的とする。

(顧問契約の内容)

第2条 本顧問契約は、次の内容を有する。

(1) 乙は、ChatWork (<https://go.chatwork.com/ja/>) を通じて甲に相談をすることができる。この場合における甲の相談については、法律相談にかかる弁護士費用を請求しない。ただし、甲の相談が甲の事業に関わる法律相談である場合には、乙は甲に対して弁護士費用として1件につき3240円(税込)を請求することができる。

(2) 乙は、甲の相談と乙の他の依頼者の相談の予定が重なるおそれがある場合には、甲の相談を優先する。ただし、乙の他の依頼者が乙との間で顧問契約を締結している場合には、この限りでない。

(3) 甲は、契約書等の法的文書の確認を求めることができる。この場合、確認を求める法的文書の分量が1800文字(おおよそ3頁)以内であるときは、乙は甲に対して弁護士費用として1件につき3240円(税込)を請求するこ

とができる。確認を求める法的文書の分量が3000文字を超えるときは、弁護士費用は甲乙の協議により決定する。

(甲の義務)

第3条 甲は、顧問契約にかかる弁護士報酬として、毎月2138円(税込)を支払わなければならない。

2 前項の支払いはクレジットカード決済を用いて行う。

(守秘義務)

第4条 乙は、業務の遂行にあたって知った甲の秘密を、正当な理由なく開示しない。

(利益相反回避義務)

第5条 乙は、甲が相手方となる訴訟、調停、その他の民事手続の委任を受けない。ただし、受任前において甲の同意がある場合はこの限りでない。

(弁護士報酬の割引)

第6条 甲は、本顧問契約外の業務について乙に依頼する場合、20%の割引

を受けることができる。ただし、着手金及び報酬金の最低額を超えて割引を受け  
ることができない。

(顧問契約の期間)

第7条 本顧問契約の期間は、決済情報の入力及び送信から2年とする。

2 本顧問契約の期間満了の2か月前までに、甲及び乙のいずれか一方又は双  
方から顧問契約を延長しない旨の意思表示がなされない場合には、本顧問契約  
は自動的に2年間延長されるものとする。

(顧問契約の解除)

第8条 甲及び乙は、それぞれ、2か月以上前に予告することによって、いつ  
でも本顧問契約を解除することができる。

2 月の途中で顧問契約を解除する場合であっても、乙は、本顧問契約から発  
生する当該月の弁護士報酬を全額請求することができる。

(消費税率の改訂)

第9条 消費税の金額に変更があった場合には、変更のあった月から、変更後  
の消費税率を適用する。